

## 施策体系別の具体的取組一覧

目標 1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進  
 - 男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重 -

## (1) 男女共同参画推進のための意識啓発

## ① 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進

- |   |   |
|---|---|
| ア | 広報紙や情報紙、ホームページ等を活用して、男女共同参画に関する継続的な広報・啓発活動を実施します。   |
| イ | 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」や各公民館での男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。 |
| ウ | 各区の男女共同参画地域推進員と連携して地域での男女共同参画啓発事業を実施します。            |

## ② 保育・学校教育における男女平等教育の推進

- |   |   |
|---|---|
| ア | 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校等において男女平等教育を進めます。特に小・中学校では男女平等教育パンフレットなどを活用し、自分らしさや家庭での男女の協力の大切さなどについて啓発していきます。 |
| イ | 男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。                            |

## ③ 職場における男女共同参画についての研修支援

- |   |   |
|---|---|
| ア | 各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、出前講座の実施や情報提供など啓発に努めます。 |
| イ | 市職員に対する男女共同参画に関する研修を徹底します。                              |

## ④ 地域リーダーの育成

- |   |   |
|---|---|
| ア | 男女共同参画に関わる活動をととして、地域で男女共同参画を推進する人材を育成します。                     |
| イ | 地域リーダーとして市民団体からも地域での男女共同参画の意識啓発を進めてもらえるよう、団体間の交流促進や活動支援に努めます。 |

## ⑤ 国際理解に基づく男女共同参画の推進

- |   |   |
|---|---|
| ア | 世界の女性をとりまく現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集・提供や学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。 |
| イ | 外国籍市民が安心して暮らせるよう生活情報の提供や相談支援を行います。                                      |

## (2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

## ① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供

- |   |   |
|---|---|
| ア | 男女共同参画の実態や市民意識に関する調査を実施します。                           |
| イ | 男女間格差等の実態を明らかにするため、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析に努め、活用につなげます。 |
| ウ | 社会制度や慣行等での問題点をわかりやすく情報提供していきます。                       |

## ② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

- |   |   |
|---|---|
| ア | 市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。    |
| イ | インターネットやソーシャルメディア等の普及に対応して、安全・安心かつ適切な情報の受・発信ができるような取組を進めます。       |
| ウ | 市刊行物については、使用する用語やイラストなどを男女共同参画の視点に立った表現方法に徹底し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。 |

(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進	
① 男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援	
ア	これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。
イ	男性も子育てに参画しやすくなるための環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備など）を推進していきます。
② 男性による相談体制の構築	
ア	男性相談員による男性相談を実施します。

目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進  
 —あらゆる分野における男女共同参画の促進—

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充	
① 審議会委員等への女性の参画の拡充	
ア	審議会等への女性の参画を加速するため、委員改選期での進行管理を徹底します。
イ	積極的に審議会委員として公募に応じる女性を増やすため、機会を捉えて啓発を行います。
ウ	女性の人材情報を幅広く収集し、活用に努めます。
エ	委員の推薦母体となっている団体等へ女性委員推薦を働きかけます。
オ	行政委員会への女性委員の参画を進めます。
② 市女性職員の管理職等への登用推進	
ア	能力開発のための研修の実施及びキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。
イ	意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を進めます。
ウ	市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。
(2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進	
① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発	
ア	女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。
イ	男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、市の入札等における優遇策の拡充について検討します。
ウ	地域における方針決定過程への女性の参画拡大について、啓発や働きかけを行います。
② 女性のエンパワーメントの推進	
ア	女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。
(3) 防災における男女共同参画の推進	
① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	
ア	地域の防災活動での男女共同参画を推進します。
イ	災害時の避難所運営等において、男女双方の視点等に配慮した運営となるよう啓発や働きかけを行います。
ウ	男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。
② 防災体制における女性の参画拡大	
ア	新潟市防災会議における女性委員の増大や、地域の自主防災組織における女性の参画拡大など、防災体制への女性の参画拡大について啓発や働きかけを行います。

目標3 働く場における男女共同参画の推進  
 —男女間格差の解消と就業支援—

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
① 男女雇用機会均等法関係法令や制度の周知	
ア	男女雇用機会均等法労働関係の法令や各種制度の内容等についてハンドブックなどを活用して周知します。
イ	男女共同参画の視点に立った労働観の形成のための講座などを開催します。
② 女性労働問題の解決への支援	
ア	定期的に女性労働に関する実態を把握し、改善策を検討します。
イ	女性労働問題についての相談を実施します。
③ 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進	
ア	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、企業における女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の抑制等に関する目標設定や取組、これらに関する情報開示を促進します。
(2) 女性の職業能力の開発支援と就業支援	
① 女性の職業能力の開発機会の提供	
ア	職業に関する知識や技能習得機会の情報を提供します。
イ	職業訓練制度や助成制度の周知に努めます。
ウ	若年者の就業支援のための情報提供や相談窓口を設置するとともに、さまざまな機会を捉えて職業観の醸成や職業生活への定着支援を図ります。
エ	さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルを集積し発信します。
オ	講座の開催等を通じて、働く女性のネットワークづくりに取り組みます。
② 再就職や起業の支援	
ア	育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための講座などを開催します。
イ	起業をめざす女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。
(3) 農業や自営業等における男女共同参画	
① 経営参画のための学習機会の提供	
ア	女性が積極的に経営に参画していくための学習の場を提供します。
② 労働環境の整備促進	
ア	農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。

目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
 ー仕事と家庭生活・地域活動とが両立できる環境づくりへの支援ー

(1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発

① 働き方の見直しに関する啓発

- ア ワーク・ライフ・バランスの取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。
- イ ワーク・ライフ・バランスの推進について、経済界や労働団体などの関係団体等と情報共有や意見交換等を行う場を設置し、施策を検討していきます。
- ウ 多様な生き方・働き方について、さまざまな機会を捉えてロールモデルの発信に取り組みます。

② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

- ア 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発を進めます。
- イ 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。
- ウ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、特に男性職員の子育て参加を促進します。
- エ 各種の認定制度や表彰制度等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業ヘインセンティブを付与します。

③ 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

- ア 男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
- イ 男性が地域活動に参加するきっかけとなるような学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域課題の解決に向けた実践的な取組を行うよう啓発します。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護に関する支援

① 子育て支援策の充実

- ア 就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの拡充と質の向上に努めます。
- イ 放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。
- ウ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。
- エ 保育付き講座や学習会を開催するなど、子育て中の社会参加の機会づくりを進めます。

② 介護サービス基盤の整備・充実

- ア 介護を社会的に支援するため、在宅サービス、施設サービスや相談事業など介護サービスの充実を図ります。
- イ 男女が共に介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの拡充に努めます。また、高齢者本人や介護家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。

③ 地域で支える環境づくり

- ア 子育てを地域全体で支えていくために、地域の人材や市民団体との連携を図りながら子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- イ 高齢者や障がい者等が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域での高齢者の見守り体制の充実に努め、自立を支えます。
- ウ ボランティア活動や地域活動等を通じて高齢者の社会参画を促進します。

④ ひとり親家庭等への支援の充実

- ア ひとり親家庭等が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援のほか、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な相談支援に努めます。

目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保  
 —「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の尊重—

(1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進	
① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実	
ア	学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。
イ	学校・行政・地域・家庭が連携し、個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望が実現できるように性に関する正しい知識と性感染症の適切な予防行動の普及啓発を行います。
ウ	地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。
② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実	
ア	男女共同参画推進センター「アルザにいがた」等において、性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。
(2) 生涯を通じた健康づくりの支援	
① 生涯にわたる健康づくりのための支援	
ア	生活習慣病予防や介護予防のため健康教育や健康相談を実施します。
イ	がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を実施します。特に女性特有のがんである子宮頸がん、乳がんの受診率向上に努めます。
② こころとからだの相談体制の充実	
ア	女性のこころとからだ、性に関する専門相談を実施し、問題解決を支援します。
③ 妊娠・出産等に関する健康支援	
ア	個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
イ	安心・安全な出産のため、妊娠中の保健指導や健康管理、また産後の母体保護を支援し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。
ウ	育児の不安を解消するための情報提供や男女で協力することの必要性を啓発します。
エ	特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。
④ 性感染症等への対策	
ア	HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などについて、地域や学校とも連携して正しい知識の普及・啓発、情報提供を行います。
イ	HIV/エイズや性感染症について安心して相談ができ、検査が受けやすい環境づくりを進めます。

目標6 女性に対する暴力の根絶  
 —DV対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止—

(1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり	
	新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
(2) セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進	
① セクシュアル・ハラスメントの防止	
ア	セクシュアル・ハラスメントを防止する環境づくりのため、パンフレット等を活用した啓発を進めます。
イ	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口等の情報提供に努めます。
ウ	市職員や教職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止を周知徹底します。
エ	マタニティ・ハラスメント防止のための啓発を進めます。
② 女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり	
ア	関係機関等と連携して女性に対する暴力防止のための意識啓発や、性犯罪、ストーカーなどの犯罪等に巻き込まれないよう、地域での広報・啓発活動を進めます。
イ	青少年に悪影響を及ぼす恐れのある社会環境の浄化活動を行うとともに、地域団体等と協力して安全な環境づくりを進めます。

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

(1) DVを容認しない社会づくりの推進	
① DV防止の意識啓発の推進	
ア	DVが人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報活動を充実します。
イ	DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。
ウ	若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、デートDV予防セミナー等の啓発事業を行います。
エ	加害者更生に関する国等の調査研究の状況について、情報収集と情報提供を行います。
② DV相談窓口の周知	
ア	配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知していきます。
イ	外国人や障がいのある人など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。
ウ	被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。
(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実	
① 安全に安心して相談できる体制づくり	
ア	被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。
イ	夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、新潟県女性福祉相談所および警察との連携を強化します。
ウ	外国人や障がい者、性的マイノリティなどさまざまな被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。
② 相談従事者の研修の充実	
ア	相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。
イ	相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、「DV相談窓口調整会議」等を行い、関係職員の研修を実施します。
③ 相談窓口等の連携強化	
ア	被害者を早期に発見し、適切な相談や支援につなぐため、医療機関や保健・福祉機関等との連携・協力体制の充実を図ります。
イ	ケース検討会議の実施などにより相談関係機関等の相互の連携強化を図ります。



(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実	
① 安全に配慮した保護体制の充実	
ア	新潟県女性福祉相談所や警察と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。
イ	一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。
② 総合的な相談支援体制の充実	
ア	配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進めます。
イ	配偶者暴力相談支援センター相談員・女性相談員向けマニュアルを活用し、円滑な支援を行います。
ウ	被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。
エ	被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。
③ 自立支援策の充実	
ア	被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。
イ	生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。
ウ	市営住宅等への入居支援を行うとともに、住宅確保に向けた支援を行います。
エ	就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。
オ	被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関と連携し支援を行います。
カ	被害者の同伴児童など、DV被害の環境下にある子どもについては、児童相談所など専門の関係機関や学校・幼稚園・保育園などと連携し、安全確保やこころのケア、学習支援、親子心理的支援事業などを行います。
キ	外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関や支援団体と連携して支援を行うとともに、状況に応じて通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。
(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化	
① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携	
ア	DVのある家庭環境で生活する子どもや高齢者、障がい者への支援について、児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携を図ります。
② 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進	
ア	本市の「DV相談窓口調整会議」や新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」「実務担当者会議」等を通じて関係機関や団体との連携を図ります。
イ	民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。